

令和4年1月から健康保険法が改正されます

1. 傷病手当金の支給期間が通算化されます。

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

		療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給	

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

		療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	

通算1年6か月 ※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

2.産科医療補償制度対象分娩外に対する、 (家族) 出産育児一時金が見直しされます。

産科医療補償制度（※）における掛金の見直しに伴い、以下の分娩については（家族）出産育児一時金が見直しされます。

なお、産科医療補償制度加入の分娩については、現行と変わりなく42万円のままです。

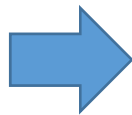
対象者：産科医療補償制度未加入機関での分娩

海外での分娩

滞在週数22週未満での分娩

現行

402,000円



改正後

408,000円

(※)産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児と家族の経済的負担を補償することなどを目的とした制度です。現在、分娩機関の99.9%が制度に加入しています。

3.任意継続被保険者の任意脱退が可能となります。

現 行

◆資格喪失事由

- ・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ・死亡したとき
- ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ・被用者保険、船員保険又は後期高齢者等の被保険者となったとき

改 正 後

◆資格喪失事由

従来の喪失事由に以下を追加

- ・任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合においてその申出が受理された日の属する月の翌月1日が到来したとき